

一般社団法人日本難病・疾病団体協議会

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本難病・疾病団体協議会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 当法人は、「結成宣言」の理念のもとに、日本患者運動のナショナルセンターを目指す、難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患などの患者団体の連合体組織とする。当法人は、加盟団体との連携した運動を通じて、医療を必要とする患者・家族が抱える課題を社会的に解決するために組織するものとする。当法人は、患者・家族自身の運動と医療関係者をはじめとする国民的な運動との連携を重視し、真に豊かで、患者・家族が人間として尊重される社会保障制度の実現を目指す。

(事 業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 難病等の原因の究明及び治療方法の確立を目指す事業
- 2 病気の予防及び治療に関する知識の普及と啓発に関する事業
- 3 患者・家族の医療・福祉・就労・教育・社会参加・情報など諸要求の実現を目指す事業
- 4 加盟団体相互の理解・連帯を強める交流や情報交換活動に関する事業
- 5 当法人の目的及び課題の調査研究や政策提言、研修活動に関する事業
- 6 日本患者運動のナショナルセンターを目指すために必要な事業
- 7 当法人の活動に関する会報発行、情報提供、宣伝活動に関する事業
- 8 当法人の目的に沿った相談事業、物品斡旋、図書の紹介などの事業
- 9 当法人の財政の健全な発展及び確立に向けて必要な事業
- 10 その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 加盟団体

(法人の構成員等)

第5条 当法人を構成する加盟団体は、疾病別全国組織及び都道府県単位の患者団体連合体の各団体とし、この加盟団体をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(加 盟)

第6条 当法人への加盟を希望する団体は、所定の入会申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(任意退会)

第7条 加盟団体は、所定の退会届を代表理事に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第8条 加盟団体が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該加盟団体を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により加盟団体を除名するときは、当該加盟団体にあらかじめ通知するとともに、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(資格の喪失)

第9条 前2条のほか、加盟団体が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 分担金の納入が継続して3年以上なされなかったとき。
- (2) 法人法第29条の定めにかかわらず、すべての加盟団体が同意したとき。
- (3) 当該加盟団体が解散したとき。

2 加盟団体が前項の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

3 当法人は、加盟団体がその資格を喪失しても、既に納入した分担金及びその他の拠出金は、これを返還しない。

(準加盟団体)

第10条 当法人は、当法人の事業の趣旨に賛同する団体の準加盟を認める。

2 準加盟団体は、当法人が主催する諸行事に参加すること並びに幹事会及び総会に出席し発言することができる。ただし、議決に関わること及び役員になることはできない。

3 準加盟を希望する団体は、所定の加入申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を得なければならない。

4 準加盟団体は、所定の退会届を代表理事に提出し、任意に退会することができる。

(協力会員)

第11条 当法人は、その財政を支え、運動の広がりや普及を図ることを目的として、広範な協力会員を募集する。

(分担金等)

第12条 加盟団体、準加盟団体及び協力会員は、総会の決議より別に定める分担金、賛助会費及び協力会費を支払う義務を負う。

2 加盟団体が負担する前項の分担金をもって、法人法第27条の経費とする。

第4章 総会

(構 成)

第13条 総会は、すべての加盟団体をもって構成する。

(権 限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- 1 分担金の額
- 2 加盟団体の除名
- 3 理事及び監事の選任又は解任
- 4 理事及び監事の報酬等の額
- 5 活動報告、事業報告及び収支決算
- 6 活動方針、事業計画及び収支予算
- 7 計算書類等の承認
- 8 定款の変更

9 解散及び残余財産の処分

10 不可欠特定財産の処分の承認

11 その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3ヵ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

3 総会の運営は、理事会の決議により別に定める。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総加盟団体の議決権の5分の1以上の議決権を有する加盟団体は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 代表理事は、前項の規定による請求があったときは、4週間以内に総会を招集しなければならない。

4 総会を招集するにあたっては、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開会日の1週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、代表理事又は代表理事が指名する者がこれに当たる。

(議決権)

第18条 総会における加盟団体の議決権の数は、次のとおりとする。

加盟団体の構成員数

3,000人以下	2個
3,001人以上5,000人まで	3個
5,001人以上10,000人まで	4個
10,001人以上30,000人まで	5個
30,001人以上	6個

2 加盟団体の議決権行使に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(決議)

第19条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総加盟団体の議決権の過半数を有する加盟団体が出席し、出席した加盟団体の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総加盟団体の半数以上であって、総加盟団体の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 加盟団体の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 不可欠特定財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名する。

第5章 役員等

(役員の設定)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上、20名以内

(2) 監事 1名以上

2 理事のうち1名を代表理事、若干名を副代表理事、1名を常務理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事及び監事の選任に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

3 代表理事、副代表理事及び常務理事は、理事会の決議により、理事の中から選定する。

(理事等の職務及び権限)

第23条 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、会務を総理する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐する。

3 常務理事は、当法人の業務を統括するとともに、理事会の決議に基づき職務の執行にあたる。

4 理事は、法令、定款の定め及び理事会の決議に基づき、当法人の職務を分掌する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

第6章 顧問及び理事会

(顧問)

第28条 当法人に任意の機関として、顧問を置くことができる。

2 顧問は、代表理事および理事会の諮問に応え、意見を述べることができる。

3 顧問の任期は、第25条の規定を準用する。

4 顧問の任命、報酬等は、理事会において決議する。

(構成)

第29条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 理事会のもとに、課題別部会及び専門委員会等を設置することができる。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

1 当法人の業務執行の決定

2 理事の職務の執行の監督

3 代表理事、副代表理事及び常務理事の選定及び解職

4 加盟団体及び準加盟団体の入会承認

(招集)

第31条 理事会は、代表理事が招集するものとする。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ決められた順位にしたがって理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、代表理事又は代表理事が指名する者がこれにあたる。

2 代表理事又は代表理事が指名する者が欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ決められた順位にしたがってこれにあたる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

第7章 幹事会

(構成)

第35条 当法人に幹事会を置く。

2 幹事会は、各加盟団体から1名選出される幹事をもって構成する。

(役割)

第36条 幹事会は、加盟団体の取り組みの経験交流及び総会へ提案する内容の確認、理事会が提起する課題の意見交換・意見集約を行うために開催し、次の職務を行う。

1 活動報告、事業報告、活動方針及び事業計画の確認

2 補正予算及び暫定予算の確認

3 定款変更案の確認

4 総会に付議すべき事項の確認

5 その他理事会から委嘱された事務(法令の定めにより、理事会が委任することができないとされた事項以外の事務に限る。)

(招集)

第37条 幹事会は、代表理事が年2回以上招集する。

(議長)

第38条 幹事会の議長は、代表理事又は代表理事が指名した者が

これに当たる。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、当該幹事会において定めた者が議長となる。

(決議等)

第39条 幹事会の決議は、その構成員である幹事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 幹事会の運営につき必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(議事録)

第40条 幹事会の議事については、理事会の議事録に準じて議事録を作成する。

2 議長及び議長に指名された者は、前項の議事録に署名押印する。

第8章 事務局

(事務局の設置)

第41条 当法人の業務を処理するために事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、代表理事が任免する。

4 事務局の組織及び運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第42条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 当法人の事業計画書、収支予算書及び資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、定時総会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び加盟団体名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金)

第45条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(2019年2月22日 一部改定)

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第47条 当法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第48条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人、類似の事業を目的とする特定非営利活動法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 補則

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、代表理事が別に定める。

附則

1 この定款は、法人法に定める一般社団法人の設立登記の日から施行する。

2 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成24年3月31日までとする。

3 (略)

4 (略)

5 従前の任意団体たる日本難病・疾病団体協議会（以下「任意団体」という。）の各会員資格を有する団体は、第6条の定めにかかわらず、法人法に定める一般社団法人の設立登記の日をもって、当然に当法人の加盟団体資格を有したものとみなす。

6 任意団体に属した権利及び義務は、すべて当法人が承継するものとする。

7 任意団体に支払済の分担金があるときは、それらをもって当法人設立時の分担金を支払ったものとみなす。

8 この定款に規定のない事項は、すべて法人法その他の法令によるものとする。

(2020年5月24日 一部改定)

一般社団法人日本難病・疾病団体協議会

定款施行細則

(2014年12月6日 一部改定)

(2015年4月4日 一部改定)

(2017年5月28日 一部改定)

第1章 総会の運営

(目的)

第1条 定款第15条第3項に定める総会の運営は、この章に定めるところによる。

(書面参加)

第2条 評議員が総会に出席できない場合は、書面により意見及び修正案の提案ができる。

2 前項の書面は、総会の1週間前までに事務局へ到着するものとする。

(議案の事前送付)

第3条 総会議案は、原則として事前に各加盟団体に送付する。但し、決議案及びアピールは、この限りではない。

(運営)

第4条 総会運営は合議制を原則とする。但し、合議が整わない場合は、構成員の過半数以上の賛成をもって議決することができる。

(事務局)

第5条 総会の運営および事務は、理事会があたる。

第2章 総会での議決権行使

(目的)

第6条 定款第18条第2項に定める加盟団体の議決権行使に関する事項は、この章に定めるところによる。

(議決権行使)

第7条 総会での議決権行使にあたっては、加盟団体からより多くの意見反映を確保するために、議決権の数を評議員数と読み替える。

2 評議員の選出基準は、総会直近の加盟団体の会員数とする。

第3章 役員の選出

(目的)

第8条 定款第22条第2項に定める役員の選任は、この章の定めるところによる。

(役員選考委員会)

第9条 役員候補者の選出を円滑に行うために、役員選考委員会を設ける。

2 役員選考委員会の構成は、代表理事、副代表理事、常務理事及び会員2名（疾病別全国組織1名、都道府県単位の患者団体連合体1名）とし、委員長は互選とする。

3 役員選考委員は、幹事会で選出し、任期は次の役員総改選時の総会までとする。

(役員選考委員会の役割)

第10条 役員選考委員会は、役員候補者選考にあたり、定款第2

1条に定める役員定数を満たすよう、円満な調整を図らなければならない。

(役員候補者の資格・制限)

第11条 役員候補者の資格及び制限は、次の通りとする。

- 1 役員候補者は、定款第18条及び第10条の議決権を持った評議員の中から選出しなければならない。
- 2 前項に拘わらず、理事会による役員候補を推薦することができる。
- 3 理事候補者の所属団体からは、同時に監事の候補者を選出できない。

(役員候補者名簿の作成)

第12条 役員選考委員会は、必要に応じて加盟団体から意見を聞いたうえで、役員候補者名簿を作成し、総会及び理事会の審議に付さなければならない。

- 2 役員候補者の選出は、疾病別全国組織及び都道府県単位の患者団体連合体とのバランスを取ることに努力しなければならない。
- 3 疾病別全国組織からの選出に当たっては、指定難病、長期慢性疾患、小児慢性特定疾病、患者本人、家族、規模の大小などのバランスを考慮しなければならない。
- 4 都道府県単位の患者団体連合体からの理事の選出に当たっては、北海道・東北、関東、中部・東海、北陸・近畿、中国・四国、九州・沖縄の6ブロックから各1名とする。
- 5 都道府県単位の患者団体連合体のブロックは、次表の通りとする。

ブロック名	都道府県名
北海道・東北	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県
中部・東海	長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、富山県
北陸・近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国・四国	岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県

6 ブロック選出の理事が代表理事に選出された場合には、そのブロックから新たに理事を補充することができる。

(役員候補者名簿の作成)

第13条 役員候補者名簿の作成に当たっては、次の通りとする。

- 1 役員候補に立候補する者は、所属団体からの推薦状を添付し、所定の届出用紙により役員選考委員会へ届け出るものとする。
- 2 前号以外の役員候補者の推薦は、役員選考委員会が責任をもって、所属団体及び候補者との調整を行わなければならない。この場合、役員候補者から所定の届出用紙及び所属団体からの推薦状を添付しなければならない。
- 3 役員を選考に当たっては、男女及び年齢のバランスを取るよう努めなければならない。

(役員の選出)

第14条 役員は、役員選考委員会が作成した役員候補者名簿の中から選出する。

2 役員候補者の調整作業が不調に終わった場合は、役員選考委員会は経過を総会に報告し、総会で判断するものとする。

(事務局)

第15条 役員選考委員会の事務局は、理事会があたる。

第4章 分担金、賛助会費及び協年会費

(目的)

第16条 定款第12条に定める分担金、賛助会費及び協年会費は、この章に定めるところによる。

(分担金)

第17条 加盟団体は、毎年自らの直近の一般会計決算における収入総額の1%以上を分担金として納入しなければならない。但し、分担金の最低限度額は2万円とする。

(分担金)

第18条 準加盟会員は、毎年一口5千円（1口以上）を分担金として納入しなければならない。

(賛助会費)

第19条 この会の趣旨に賛同する団体及び組織の賛助会費(団体)は、毎年一口2万円（1口以上）とする。

(協年会費)

第20条 この会の趣旨に賛同する個人の協年会費(個人)は、毎年一口3千円（1口以上）とする。

(努力義務)

第21条 加盟団体及び準加盟団体は、この会の財政の健全な発展及び確立に向けて努力しなければならない。